

吉田用水がもたらす潤い～先人の知恵と工夫と調和～



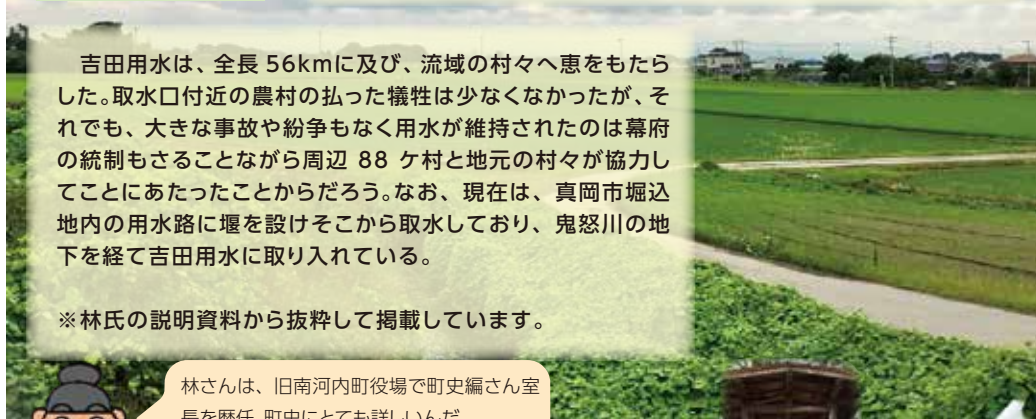
林 安 雄 氏

享保元年（1716年）徳川吉宗が将軍となり、政治立て直しのための改革が開始され享保7年には改革が本格化した。こうしたなかで、新田開発の奨励策と治水が打ち出され、3千町歩に及び飯沼新田（現茨城県坂東市）が開発された。その新田のために新たな用水を開削することになったのが、吉田用水である。

しかし、用水の取水口にあたる農村（絹板村、花田村、延島村、延島新田村）に大きな負担を残した。用水を維持管理するよう幕府から命ぜられ、増水のたびに堰が壊れるなど4ヶ村の財政を圧迫したからだ。また、日光街道の助郷役は免除されるなど、重要な役を担っていた。



現在の取水口（真岡市）



吉田用水は、全長56kmに及び、流域の村々へ恵をもたらした。取水口付近の農村の払った犠牲は少なくなかったが、それでも、大きな事故や紛争もなく用水が維持されたのは幕府の統制もさることながら周辺88ヶ村と地元の村々が協力してことにあたったことからだろう。なお、現在は、真岡市堀込地内の用水路に堰を設けそこから取水しており、鬼怒川の地下を経て吉田用水に取り入れている。

※林氏の説明資料から抜粋して掲載しています。



別処山公園方面へ向かう吉田用水



林さんは、旧南河内町役場で町史編さん室長を歴任、町史にとっても詳しいんだ。

鬼怒川は暴れ川と呼ばれていたんだ。東根供養塔（写真右）は、河川のはん濫で亡くなった方々を供養している説もあるよ。



吉田用水土地改良区

所在地：結城郡八千代町菅谷1187-1

受益面積：2,127 ha

受益地：茨城県結城市、八千代町、古河市、下妻市、常総市、坂東市

出 展：平成25年1月発行「茨城の土地改良第352号」



つながッテルね！ 条例6条

（情報提供）

第6条 議会及び市は、その保有する情報について市民との共有財産であるとの認識に立ち、積極的に、かつ、分かりやすく市民への情報提供に努めるものとする。